

令和8年4月15日

質問回答書

川口駅周辺在り方検討調査委託に係る公募型プロポーザルに関する質問について、以下のとおり回答いたします。

番号	資料の種類 ・ ページ	質問事項	回答
1	公募型プロポーザル実施要領 P5	参加申込手続に関する各種資料の提出方法について、電子メールでの提出とされておりますが、様式2～7および契約書の写し等を含めるとデータ容量が大きくなり、メール添付での送付が困難となる可能性がございます。そのため、データ便等のファイル転送サービスを利用した送付を想定しておりますが、提案書提出にあたり、貴市にて指定のシステム等がございましたらご教示いただけますでしょうか。	データ便等のファイル転送サービスを利用した送付で問題ありませんが、パスワードを設定するなど情報セキュリティには十分注意してください。
2	公募型プロポーザル実施要領 P5	様式5（会社の同種業務実績書）および様式7（配置予定技術者の同種業務実績書）において、同一の業務実績を記載する場合や、配置予定技術者間で同一の業務実績がある場合、契約書の写しやTECRISの写しが重複することが想定されます。この場合、重複する資料については、後に添付するものを省略しても差し支えないでしょうか。	重複するものに関しては省略していただいて結構です。
3	様式5号 同種業務実績、様式7 配置予定技術者の同種業務実績書	「直近10年間（平成28年度から令和7年度）に国または地方公共団体より受託した同種業務実績」について、発注機関が独立行政法人都市再生機構やまちづくり会社等の業務を同種業務実績として記載することは可能でしょうか。	可能です。

4	様式 6 配置予定技術者の経歴等	配置予定管理技術者、配置予定主たる技術者以外の照査技術者および担当技術者の手持ち業務量は、様式 6 に記載する必要がありますでしょうか。	様式 6 号配置予定技術者の経歴等は手持ちの業務量を含み全員分の作成が必要となります。
5	別紙 1 川口駅周辺在り方検討調査委託仕様書 P1	上位計画（「川口駅周辺まちづくり指針（素案）」、「川口駅周辺まちづくりビジョン」）について、見直し検討（又は提案）は、本業務には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	指針（素案）やビジョンについて、見直し検討（又は提案）は本業務には含まれませんが、今後成案化するにあたり、修正や提案があればご提示いただければと思っております。
6	別紙 1 川口駅周辺在り方検討調査委託仕様書 P2	仕様書項目 1－（2）本業務に関連する事業間の工程の課題整理について、具体的に想定されている事業や項目のイメージがあればご教示いただけないでしょうか。	上野東京ラインの停車に伴う川口駅の整備やそれに伴うパーキング 117 の施工ヤードへの転用、および、その後の開発等は、今後の駅周辺まちづくりを行う上で密接に関連していることから、それらの事業スキームや範囲を想定し、その場合の検討工程や事業工程等の整理を行うことを想定しております。
7	別紙 1 川口駅周辺在り方検討調査委託仕様書 P5	検討区域について、川口駅から半径 300m 以内と設定されている根拠をご教示いただけますでしょうか。また、本業務の検討内容によっては、当該範囲に限定せず、検討項目に応じて区域設定を柔軟に見直すことは可能でしょうか。（例えば、交通の観点から環状道路内側の範囲に重点を置くなど）	川口駅まちづくり指針（素案）の区域を基準とし、まちづくりビジョンとの関係を含めて設定しております。 当該範囲に限定せず、検討項目に応じて区域設定を柔軟に見直すことは可能です。